

戸籍の証明書の請求が便利になりました!

戸籍証明書等の請求について、新しい制度ができましたので、相続などの行政手続や各種手続にご利用ください。

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口にご請求できます。

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にごまとめて請求できます。

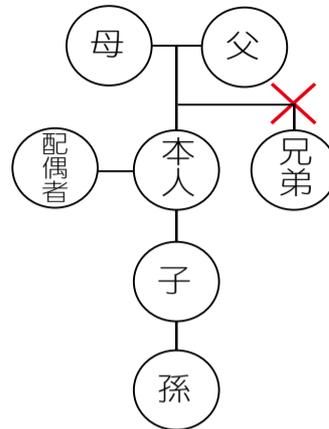
広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。(郵送や代理人による請求はできません。)
- 請求者の顔写真付きの身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード)の提示が必要です。

ぜひ、ご利用ください



請求できる方(相関図)



※兄弟の戸籍証明書等は請求できません。
 ※兄弟の戸籍証明書等も請求できます!
 ① 夫又は妻(配偶者)
 ② 父母、祖父母など(直系尊属)
 ③ 子、孫など(直系卑属)
 本人の戸籍証明書等だけでなく、

問い合わせ/市総合窓口課 選挙・戸籍住民グループ ☎23・6407

引っ越しワンストップサービスをご利用ください!

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じて転出届・転入(転居)届をオンラインで提出できます!

このサービスを利用する方は、転出届のための窓口来庁が原則不要になり、転入(市外から稚内市へ)・転居(稚内市内の引越し)の手続きも、事前にマイナポータルから予約をすることで、優先して窓口へご案内することができます。

これから引越しを予定されている方は、ぜひ、ご利用ください。

- STEP 1 マイナポータルへアクセス
- STEP 2 届出情報等の入力
- STEP 3 電子署名・送信

手続完了

※市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従ってください。
 ※マイナポータルから転出届の転出を行った後は、各種案内に従って、引っ越し先の市区町村窓口で転入届等の手続きを行ってください。

必要なもの

- ☑ 電子証明書が有効なマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン
- ☑ マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)
- ☑ 連絡先電話番号
- ☑ 新しい住所



「マイナポータル」はこちらからアクセスできます!

問い合わせ/市総合窓口課 選挙・戸籍住民グループ ☎23・6407

自己負担限度額表

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得】690万円以上 212万円
		【課税所得】380万円以上 141万円
		【課税所得】145万円以上 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1) 31万円
		区分Ⅰ(※2) 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う医療保険制度のことです。
 75歳以上のすべての方と65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。
 ▼高額介護合算療養費制度をご存知ですか
 高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用して、必要事項を記入の上、総合窓口課医療給付グループへ郵送または窓口へお越しください。
 8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

同じ世帯の被保険者が、8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。
 問い合わせ/市総合窓口課医療給付グループ
 ☎23・6411
 ・北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011・290・5601

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません。
 手続きについて
 対象の方には、北海道後期高齢者医療広域連合より申請書類が郵送されますので、必要事項を記入の上、総合窓口課医療給付グループへ郵送または窓口へお越しください。